

# 離婚時における厚生年金の分割制度

## ——認知とその要因

福田 節也

(マックスプランク人口研究所 研究員)

### 1. はじめに

1990年代以降、離婚の増加が著しい。図表-1は、日本における離婚件数ならびに普通離婚率(人口1,000人に対する離婚件数)の推移を表したものである。離婚は1950年代を通じて減少傾向にあったが、1960年代から1980年代半ばにかけて増加に転じた。その後、1980年代後半のバブル期において離婚は減少したが、バブルの崩壊とともに再び急激な増加をみるに至った。2002年をピークに近年において離婚は再び減少する傾向にある。しかし、わが国における離婚の発生頻度は戦後を通じて確実に上昇してきた。

近年において減少傾向にあった離婚が上昇に転じるか否かをめぐり、2007年は離婚の動向が注目を集めた。2007年4月1日より、離婚時の厚生年金分割制度(以後、年金分割制度)が実施され、婚姻期間中の厚生年金の標準報酬を離婚後に夫妻で分割することが可能となったためである。この制度以前では、離婚した妻は夫の厚生年金の一部を受給することはできなかった。そのため、専業主婦の妻が離婚した場合、国民年金に加えて、専業主婦となる前あるいは離婚後の就業によって積み立てたわずかな額の厚生年金しか受給することができない可能性が高かった。しかし、この制度の施行により、専業主婦の妻であっても、夫が婚姻期間中に納めた厚生年金の標準報酬額について、最大5割まで受給することが可能となったのである。そのため、この制度の施行を機に、これまで老後の生活を

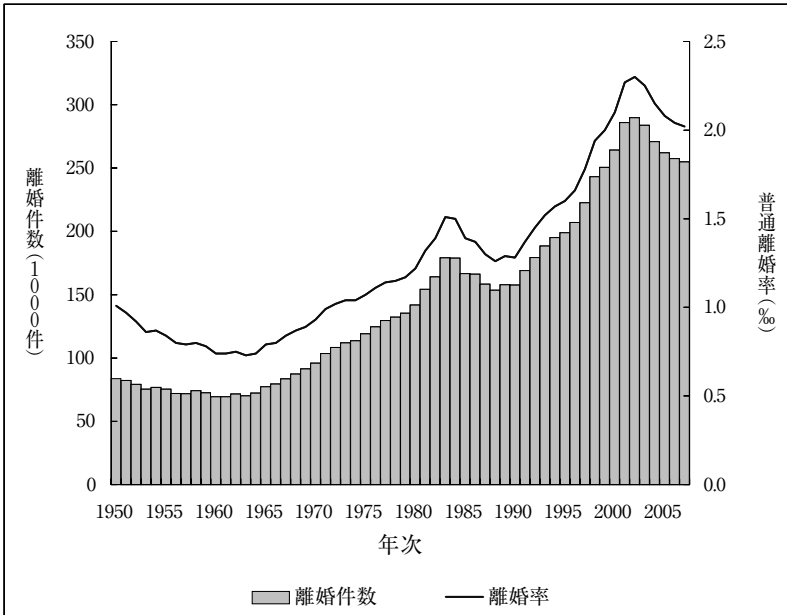
心配して離婚を躊躇していた妻たちが一斉に離婚に踏み切るのではないかと推測された。年金分割制度について公表されたのが2003年6月と、奇しくも離婚件数が減少に転じた年と重なったことから、一部のメディアでは近年における離婚の減少は、この制度の施行を前にして熟年夫婦における離婚が控えられたためであると言われた。はたして、年金分割制度の施行は、離婚の動向にどのような影響を与えたのであろうか。また、本制度の内容は一般の人々にどの程度認知されているのであろうか。

以下では、同制度の概要や施行後の厚生年金分割請求の実態、ならびに離婚動向への影響について考察する。また、同制度がどのような人々によってより認知されているのかを明らかにするべく、家計経済研究所によって行われた「消費生活に関するパネル調査」(以後、JPSC)を用いて、同制度の認知要因に関する分析を行う。

### 2. 離婚時の厚生年金の分割制度の概要

はじめに、わが国の年金制度の概要について触れておく。わが国の年金制度は、大きく分けて、1)国民年金、2)厚生年金、共済年金、3)企業年金、共済年金の職域部分の3階立ての構造を成している(図表-2参照)。1階部分にあたる国民年金は、基本的には日本国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての国民が加入することが義務づけられており、加入者の収入

図表-1 離婚件数および普通離婚率の推移：1950～2007年



出所：厚生労働省(2008)『平成19年人口動態統計月報年計(概数)の概況』

や雇用形態などによって、その年金資格は3つに分類される。加入者が民間企業に雇用されている70歳未満の雇用者である場合や公務員である場合は第2号被保険者、第2号被保険者の60歳未満の被扶養配偶者は第3号被保険者、そして60歳未満で第2号・第3号被保険者以外の者は第1号被保険者となる。第1号被保険者には、主として自営業者や学生、フリーターなどが含まれる。

国民年金に加えて、民間企業の雇用者は厚生年金に、公務員等は共済年金に加入しており、給与に比例した額の保険料を納めている。将来受給できる厚生(共済)年金の額は、納付した保険料の総額に基づき計算される。このとき、年金額の算出に用いられる保険料の総額を標準報酬という。以上は厚生年金や共済年金の報酬比例部分と呼ばれるものであり、年金制度の2階部分に相当する。

年金制度の3階部分は、主として企業年金や共済年金の職域部分といわれるものである。雇用者の積立金をもとに企業や自治体が独自に運用を行い、国民年金と厚生年金に上乗せして年

金を給付することを目的としている。また、厚生年金の上乗せ年金として厚生年金基金が、第1号被保険者の上乗せ年金として国民年金基金が、それぞれ任意加入で用意されている。

離婚時の厚生年金の分割制度では、離婚をしたときに、厚生年金の保険料納付記録(夫婦の合計)を当事者間で分割することができる制度である<sup>1)</sup>。この制度によって、離婚当事者は、年金制度の2階部分にあたる厚生年金ならびに共済年金(職域部分を含む)を分け合う

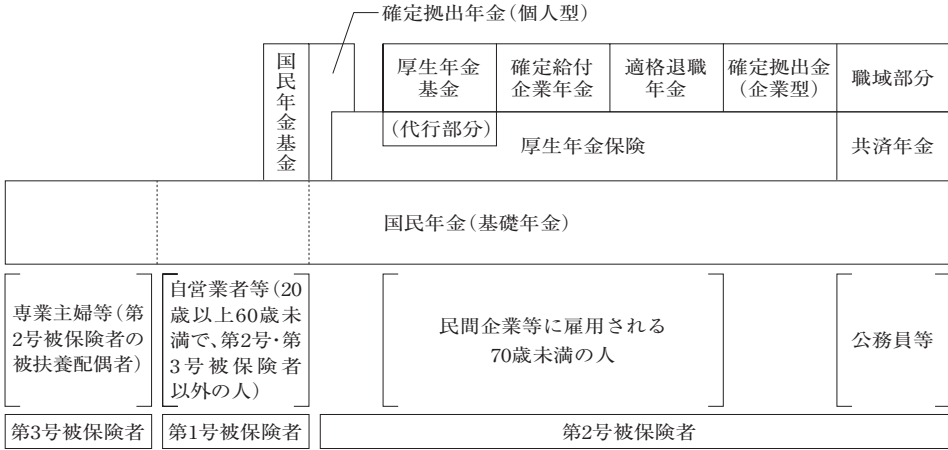
ことが可能となった<sup>2)</sup>。

年金分割制度は、2007年4月1日に実施された合意分割制度と、2008年4月1日に実施された3号分割制度の2つに分けられる。図表-3に各制度の概要を示すとともに、若干の解説を行う。

#### (1) 離婚時の厚生年金の分割制度(合意分割制度)

合意分割制度は、2007年4月1日より施行された。この制度では、2007年4月1日以降に発生した離婚等について、婚姻期間中の標準報酬(=保険料納付記録)を夫婦間で分割することが可能となる。なお、2007年4月1日より前に届出がなされた離婚については、年金の分割はなされない。合意分割制度においては、婚姻期間中の厚生年金の標準報酬が多い方から少ない方に対して分割が行われる。そのため、夫よりも妻の方が婚姻期間を通じて収入が高かった場合、妻から夫へ年金を分割する場合もありえる。また、分割の割合については、離婚当事者の間で合意した上で、厚生年金分割の請求を行わなければならない。当事者間での合意がまとまらなかった場合は、裁判手続き

図表-2 わが国における年金制度の概要



出所: 社会保険庁(2008)『離婚時の厚生年金の分割制度について』

図表-3 離婚時における厚生年金分割制度の概要

	合意分割制度	3号分割制度
制度の開始時期	2007年4月1日	2008年4月1日
分割の対象となる離婚等	2007年4月1日以降に ①離婚した場合 ②婚姻の取消をした場合 ③事実婚の解消をしたと認められる場合	2008年5月1日以降に ①離婚した場合 ②婚姻の取消をした場合 ③事実婚の解消をしたと認められる場合 ④離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情があると認められた場合
分割される対象	婚姻期間中の厚生年金の標準報酬	婚姻期間のうち、2008年4月1日以降の、当事者の一方が第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の標準報酬
分割の方法	婚姻期間中の厚生年金の標準報酬が多い方から少ない方に対して標準報酬を分割	第3号被保険者期間中に厚生年金の被保険者であった方から第3号被保険者であった方に対して標準報酬を分割
分割の割合	当事者の合意または裁判手続きにより定められた年金分割の割合(最大で50%)	50%(固定)
手続きの方法	当事者の一方による請求	被扶養配偶者として第3号被保険者であった方による請求
分割請求の期限	離婚等から2年間	離婚等から2年間

出所: 社会保険庁(2008)『離婚時の厚生年金の分割制度について』

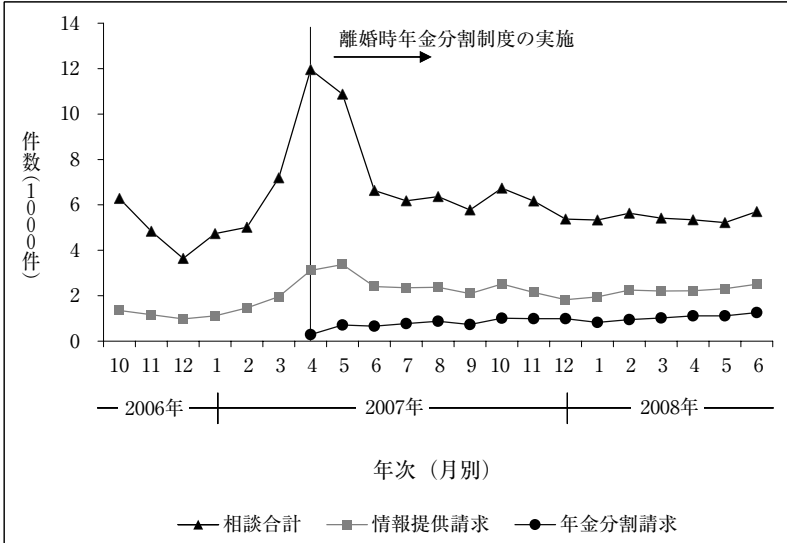
により按分割合を定めることができる。なお、按分割合とは、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録の夫婦の合計のうち、分割を受ける側の分割後の持ち分にあたる割合をいう。そして、年金分割の請求は、離婚等から2年間のうちに行わな

ければならない。

(2) 離婚時の第3号被保険者期間の厚生年金の分割制度(3号分割制度)

一方、2008年4月1日より施行されたのが、3

図表-4 離婚時年金分割制度に関する相談・情報提供請求件数ならびに年金分割請求件数の推移



出所: 社会保険庁(2008)『離婚時の厚生年金の分割制度にかかる年金相談・年金分割請求の件数について』

号分割制度である。この制度では、離婚当事者の一方が、第3号被保険者であった期間を対象として、その期間中における厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割する。また、この制度では按分割率は50%に固定されており、夫婦間で合意する必要はない。そのため、とくに当事者間の話し合いを経ずとも、被扶養配偶者として第3号被保険者であった当事者は請求を行うことができる。さらには、離婚の届出をしていなくとも、事実上、離婚と同様の事情にある場合には請求が可能である。したがって、合意分割制度よりも簡略で実効性が高い制度といえる。ただし、この制度は婚姻期間のうち、2008年4月1日以降に当事者の一方が第3号被保険者であった期間のみを対象とする。そのため、2008年4月1日より前の婚姻期間に遡って保険料納付記録を分割することはできない。また、合意分割制度では夫婦がともに第2号被保険者であっても分割請求を行うことが可能であるが、3号分割制度では当事者の一方が第3号被保険者であった期間に限って分割が認められるという違いがある。

以上のように、合意分割制度は全婚姻期間を

対象とする一方で、3号分割制度では2008年4月1日以降の第3号被保険者期間のみを対象とするという大きな相違がある。したがって、3号分割制度の施行を待って離婚するメリットはほとんどないといえる。年金分割制度の施行によって、2007年における離婚が増加するとすれば、それは2007年4月1日施行の合意分割制度をにらんだものとなる。したがって、以下では離婚時の厚生年金の分割制度といった場合、専ら合意分割制度に

ついて論じることとする。

### 3. 離婚時における厚生年金分割制度の実施状況と離婚数の推移

#### (1) 離婚時における厚生年金分割制度の実施状況

社会保険庁では、年金分割制度に関する相談・情報提供を2006年10月より開始している。具体的には、1) 全国の社会保険事務所、年金相談センターおよび中央年金相談室において、離婚時の厚生年金の分割制度に関する相談、ならびに、2) 相談者からの請求に基づき、分割割合の範囲や分割対象となる期間、分割対象となる期間にかかる離婚当事者それぞれの保険料納付記録、そして50歳以上の相談者に対する分割後の年金見込額などの情報提供を行っている。

図表-4は、社会保険庁における年金分割に関する相談、情報提供請求、そして年金分割請求の件数を月別に表したものである。年金分割に関する相談件数は、制度実施の2007年4月にピークをむかえ、全国で月間1万2,000件もの相談が寄せられている。その後も月間相談数は、5,000~6,000件で推移しており、離婚後の厚生年

図表-5 離婚時の厚生年金分割の按分割合に関する申し立て件数:2007年4月1日~12月31日

	離婚調停	離婚訴訟
受理件数(2007.4~2007.12)	40,529	7,682
按分割合に関する新規申し立て件数	3,921 (9.7%)	635 (8.3%)
按分割合に関する追加申し立て件数	2,165	758
按分割合に関する離婚後の申し立て件数	843	
按分割合に関する申し立て総数	8,322	

出所:最高裁判所事務総局家庭局(2008)『離婚時年金分割に関する事件の概況』

図表-6 全国の家庭裁判所の審判または調停手続きによって定められた離婚時の厚生年金分割の按分割合:2007年4月1日~12月31日

	50%	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満	合計
件数	2,735	141	75	40	8	4	3,003
割合	91.1	4.7	2.5	1.3	0.3	0.1	100.0

出所:最高裁判所事務総局家庭局(2008)『離婚時年金分割に関する事件の概況』

金の分割について高い関心が寄せられている。また、相談よりも具体的な情報提供の請求については、制度施行以後、月間2,000~3,000件で推移している。実際の年金分割請求の件数は、2007年4月以降、月間で1,000件程度と少ないが、微増する傾向にある。

合意分割制度においては、年金分割の割合について、夫妻で合意する必要がある。そのため、離婚から年金分割請求までの間に時間差が生じる可能性がある。また、年金分割の按分割合の不一致が、調停や訴訟の対象となった場合には、離婚の成立自体が遅れることとなる。離婚の調停や訴訟において、年金分割の按分割合はどの程度、処分の対象となっているのであろうか。最高裁判所事務総局家庭局(2008)では、2007年4月から同年12月に行われた離婚調停あるいは離婚訴訟において、年金分割の按分割合に関する申し立て件数が何件あったのかをまとめている。

図表-5によると、2007年4月1日から同年12月31日までに受理された離婚調停件数40,529件、離婚訴訟件数7,682件のうち、厚生年金の分割割合(按分割合)が処分の対象となったものは、調停では3,921件(全離婚調停の9.7%)、訴訟では635件(全離婚訴訟の8.3%)であった。さらに、すでに係属中であった離婚調停および離婚訴訟に、年

金分割に関する処分が追加で申し立てられたケースは、調停で2,165件、訴訟で758件であった。このほかに、離婚後の按分割合の申し立て件数は843件となっている<sup>3)</sup>。これらを合計すると、同期間中に処分対象となった按分割合に関する申し立て件数は、8,322件であった。

したがって、制度実施から9カ月の間に、新規に受理された離婚調停および訴訟において、年金分割について話し合われ

た割合は10%弱に留まっている。婚姻期間が長い夫婦ほど、離婚に際して年金分割の按分割合が重要な要件となるが、全離婚に占めるその割合は限られている<sup>4)</sup>。さらに、調停や訴訟の申し立ての中には、夫婦の双方が厚生年金に加入したことのない自営業の夫妻等もおそらく含まれる。そのため、年金分割が処分対象となる調停や訴訟の数は限定されるものと思われる。また、離婚後の申し立て件数が少ないことから明らかなように、年金分割の按分割合を巡って離婚前に調停や訴訟が行われるケースが多いことが示唆される。したがって、調停や訴訟の期間に応じた離婚の成立が遅れていることが示唆される。

最高裁判所事務総局家庭局(2008)によると、先の8,322件のうち3,003件については、2007年4月1日から同年12月31日までの間に、家庭裁判所における審判または調停手続きによって按分割合が定められている。夫の厚生年金が減額されるケースが2,933件(97.7%)、妻の厚生年金が減額されるケースは70件(2.3%)となっており、夫が第1号改定者(厚生年金が減額される側)となる割合が圧倒的に高い。第1号改定者の年齢別にみると、40歳代、50歳代である割合が約30%と最も高く、続いて30歳代が18%、60歳代が15%となっている。定められた按分割合については、按分割合

図表-7 同居期間別離婚件数の年次比較

	①	②	③	対前年増減	
	2005年	2006年	2007年	②-①	③-②
同居期間					
0-4年	90,885	89,655	86,608	-1,230	-3,047
5-9年	57,562	58,002	56,331	440	-1,671
10-14年	35,093	34,740	33,691	-353	-1,049
15-19年	24,885	23,675	24,166	-1,210	491
20-24年	18,401	17,059	17,788	-1,342	729
25-29年	10,747	10,029	10,795	-718	766
30-34年	6,453	5,947	6,259	-506	312
35年以上	4,794	4,747	5,507	-47	760
不詳	13,097	13,621	13,677	524	56
総数	261,917	257,475	254,822	-4,442	-2,653

出所：厚生労働省（2008）『平成19年人口動態統計月報年計（概数）の概況』

の上限である50%が2,753件（91.1%）と最も高くなっている（図表-6 参照）。2007年4月から同年12月までの間に7,047件の年金の分割請求が行われている。家庭裁判所での決定から年金分割請求の手続きまでが遅滞なく行われていると仮定すると、2007年に行われた分割請求の40%近くが家庭裁判所の審判や調停を経ていることとなる。

## (2) 離婚への影響

前項においてみたように、合意分割制度においては年金分割の按分割合を巡り、調停や審判が行われるケースが無視できない割合で存在している。そのため、年金の分割割合について夫婦が合意に至るまでの間、離婚の届出が持ち越されているケースが多々存在しているものと思われる。年金分割制度が離婚行動に与える影響を定量的に把握するには、このような届出遅れによる影響を考慮する必要があるだろう。しかし、厚生労働省が公表した2007年の人口動態統計によると、離婚の動向にはすでにいくつかの興味深い変化がみられる。

第1に、2007年4月の年金分割制度実施月には、離婚件数が前年の同月比で1,349件増加している。また、制度開始からの1年間（2007年4月から2008年3月）とそれ以前の1年間（2006年4月から2007年3月）を比較すると、2006年度の離婚件数は253,821件であったのに対し、2007年度の離婚件数は255,939件と、制度開始後の1年間において前年度比で2,118件の増加となっている。したがって、全体からするとわずかではあるが、制度の

実施によって離婚が促された可能性がある。

次に、2005年から2007年までの夫婦の同居期間別離婚件数を比較する（図表-7 参照）。離婚総数についてみると、2005年から2007年にかけて、離婚件数は減少する傾向にある。しかし、同居期間が15年以上の夫婦において、この3年間で離婚行

動に変化がみられる。2005年から2006年にかけては、同居期間が15年以上の夫婦における離婚数が大きく減少している。しかし、2006年と2007年を比較すると、同居期間が15年を超える夫婦において、離婚が一様に増加している。こうした傾向は、年金分割制度の施行を前にして、婚姻期間の長い熟年夫婦において、離婚タイミングの調整が計られたかのようにみえる。

これらの結果は、年金分割制度が婚姻期間の長い夫婦の離婚を促した可能性を示唆する。ただし、先にも述べたように、離婚には調停や訴訟、その他の理由による届出遅れが少なからず発生する（別府 2007）。そのため、実際に結婚生活（同居）が解消された日付と離婚届が提出された日付との間には時差が生じる。この時差が年を跨いで発生した場合には、事実上の離婚が当該年における離婚統計に反映されないこととなる。また、上記はいずれも実数での比較であるため、有配偶人口の年齢構成や同居期間構成によって影響を受ける。年金分割制度と離婚動向との関連については、これらの届出遅れや有配偶人口の構造変化による影響を考慮した、より詳細な分析が必要である。また、このような新しい制度の施行が、人々の行動に与える影響については、その制度がどの程度対象とする人々に認知されているのかが問題となるだろう。次節においては、JPSCの個票データを用いて、年金分割制度の認知度とその規定要因に関する分析を行う。

図表-8 パネル14時点における配偶関係と離婚時の厚生年金分割制度の認知度

		パネル14時点の配偶関係			合計
		有配偶	離死別	未婚	
よく知っている	n	34	6	7	47
	%	2.9	4.5	1.9	2.8
知っている	n	593	66	171	830
	%	49.8	49.6	47.4	49.3
あまり知らない	n	395	38	102	535
	%	33.2	28.6	28.3	31.8
まったく知らない	n	169	23	81	273
	%	14.2	17.3	22.4	16.2
合計	n	1,191	133	361	1,685
	%	100.0	100.0	100.0	100.0

Pearson chi2 (6) = 17.00 Pr = 0.009

#### 4. 離婚時の厚生年金分割制度の認知度に関する要因分析

2007年4月より新たに実施された制度である離婚時の年金分割制度について、人々ほどの程度その存在を認知し、内容を理解しているのであろうか。新たな制度が実施されても、その内容が複雑で理解しがたい場合や、周知が不十分で認知度が低い場合などには、利用者は十分にそのメリットやデメリットを検討することができない。したがって、個人の意思決定に制度が与える影響は限定されたものとなるであろう。本節では、離婚時の厚生年金の分割制度が、どのような人々にどの程度認知されているのかについて、JPSCを用いた実証分析を行う。

##### (1) 年金分割制度の認知度とその分布

分析にはJPSCのパネル14（2006年10月実施）ならびにパネル15（2007年10月実施）を用いた。JPSCではパネル15にて、離婚時の厚生年金の分割制度の認知度について尋ねている。具体的な設問は以下である。

「2007年4月より施行された離婚時の厚生年金の分割制度（婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、離婚した場合に当事者間で分割できる制度）についてご存じですか」

これに対して、回答者は「1. よく知ってい

る、2. 知っている、3. あまり知らない、4. まったく知らない」の4つの選択肢の中から1つを回答している。この設問に対する回答分布をパネル14時点の配偶関係別にみたのが図表-8である。認知度に関する設問があるパネル15ではなく、パネル14時点の配偶関係を用いたのは、2007年4月

以降の配偶関係は、すでに年金分割制度の実施による影響を受けている可能性があるためである<sup>5)</sup>。ここでは、制度実施前における配偶関係と認知度との関係について考察する。

カイ2乗検定の結果、配偶関係と年金分割制度の認知度との間には、1%水準で統計的に有意な関連がみられる。有配偶女性では「あまり知らない」、離死別女性では「よく知っている」、そして未婚女性では「まったく知らない」の割合がそれぞれ高くなっている。しかし、各配偶関係における認知度は非常に類似した分布を示している。第1に、「よく知っている」の回答割合が非常に低い。そのため、制度が実施されることは知っていても、その内容まで熟知している女性は少数派であることが窺われる。次に、「よく知っている」と「知っている」を合わせた割合と「あまり知らない」と「まったく知らない」を合わせた割合がおおよそ50%ずつ分布している。したがって、社会保険庁やマスコミ等による周知の開始から1年を経た時点で、年金分割制度の認知度はおおよそ50%程度といえるだろう。

##### (2) 要因分析のモデルと記述統計

年金分割制度は、離婚に関わる制度である。そのため、以下では離婚のリスクを有する有配偶女性を対象に年金分割制度の認知要因について明らかにする。

分析には、ロジスティック回帰分析を用いる。従属変数は、年金分割制度について、「よく知っ

図表-9 使用変数の記述統計

	サンプル数	平均	標準偏差
離婚時厚生年金の分割制度について知っている	1,163	0.532	0.499
2006年の居住県の普通離婚率	1,163	2.040	0.201
	サンプル数	割合	制度について「知っている」割合 (%)
結婚期間			
0-4年	182	15.6	54.4
5-9年	278	23.9	50.7
10-14年	251	21.6	54.2
15-19年	260	22.4	51.9
20年以上	192	16.5	56.3
合計	1,163	100.0	53.2
離婚経験			
なし	1,117	96.0	52.7
あり	46	4.0	65.2
合計	1,163	100.0	53.2
妻の教育水準			
高校卒未満	65	5.6	41.5
高校卒	473	40.7	53.9
短大・高専卒	466	40.1	50.2
大学・大学院卒	159	13.7	64.8
合計	1,163	100.0	53.2
年金資格			
第1号	176	15.1	48.3
第2号	325	27.9	49.2
第3号	636	54.7	57.2
年金未納	26	2.2	38.5
合計	1,163	100.0	53.2
都市規模			
14大都市	305	26.2	53.8
その他市	755	64.9	53.4
町村	103	8.9	50.5
合計	1,163	100.0	53.2
結婚満足度			
まったく満足していない	57	4.9	63.2
あまり満足していない	129	11.1	55.8
ふつう	425	36.5	51.5
まあまあ満足している	408	35.1	55.1
非常に満足している	144	12.4	46.5
合計	1,163	100.0	53.2

ている」もしくは「知っている」と回答した場合を1、「あまり知らない」もしくは「まったく知らない」と回答した場合を0とするダミー変数とした<sup>6)</sup>。

説明変数は、パネル14時点における結婚期間、離婚経験の有無、教育水準、年金資格、都市規模、そして結婚満足度である。さらに、居住地域における離婚頻度を表す変数として、2006年の居

住県における普通離婚率を加えた。

社会保険庁による年金分割制度に関する相談・情報提供が開始されたのは、パネル14が実施された2006年10月からである。そのため、分析では年金分割制度に関する情報提供が本格開始された時点における回答者の属性をベースとして、その1年後における制度認知との関連について考察する。



図表-10 離婚時年金分割制度の認知度に関するロジスティック回帰分析

		exp(b)
結婚期間	0-4年	1.20
	5-9年	1
	10-14年	1.18
	15-19年	1.10
	20年以上	1.40 *
離婚経験あり		2.02 **
教育水準	高校卒未満	0.59 *
	高校卒	1
	短大・高専卒	0.91
	大学・大学院卒	1.72 ***
	年金資格	
	第1号	0.69 **
	第2号	0.69 ***
	第3号	1
	年金未納	0.47 *
2006年の居住県の離婚率		1.26
都市規模	14大都市	0.94
	その他市	1
	町村	0.89
結婚満足度	まったく満足していない	2.15 **
	あまり満足していない	1.59 *
	ふつう	1.28
	まあまあ満足している	1.43 *
	非常に満足している	1
切片		0.54
サンプル数		1163
log-likelihood		-783.87
chi2		39.68
d.f.		19

\* p<.1; \*\* p<.05; \*\*\* p<.01

各変数の記述統計を図表-9に示した。使用変数のいずれかに欠損値をもつサンプルを除外した結果、1,163人の有配偶女性が分析の対象となった。また、図表-9では各変数のカテゴリーにおいて従属変数が1、すなわち年金分割制度について、「よく知っている」あるいは「知っている」と回答したケースの割合も示した。この割合についてみると、結婚期間が20年以上の女性は認知度が高く、結婚期間が長い層ほど制度によるメリットを認識していることが窺われる。また、離婚経験がある女性ほど制度の認知度が高い。妻の教育

水準については、高校卒未満において認知度が低く、大学卒・大学院卒以上において高い傾向がみられる。年金資格に関しては、厚生年金とは関わりのない第1号被保険者と自ら厚生年金に加入している第2号被保険者、そして年金未納<sup>7)</sup>の女性において制度の認知度が低い。都市規模については、町村に居住している女性において認知度が若干低い傾向がみられる。最後に、結婚満足度についてみると、「まったく満足していない」において認知度が高く、「非常に満足している」において認知度が低いという傾向が認められる。離婚を現実に検討している女性ほど制度の認知度が高いということであろう。

次項においては、2変量でみられた以上の関係が、多変量解析によっても確認されるのか、また認知度の高低が統計的に有意なのか否かを検定する。

### (3) 要因分析の結果

図表-10は、離婚時年金分割制度の認知度に関するロジスティック回帰分析の結果である。表中のexp(b)は、ロジスティック回帰分析の係数を指数化して得られるオッズ比である。オッズとは $p/(1-p)$ で表される値であり、ここでは年金分割制度について知っている確率を分子、知らない確率を分母とした値となる。一般に、pすなわち年金分割制度について知っている確率が高いほどオッズの値も大きくなる。オッズ比とは、基準カテゴリーにおける制度認知のオッズを1とした場合に、当該カテゴリーの制度認知のオッズが何倍高いのか(あるいは低いのか)を表す。以下では、このオッズ比によって、年金分割制度の認知度について解釈を行う。

分析の結果は、おおむね図表-9における2変量解析の結果を追認するものとなっている。結婚期間が20年以上の女性は、結婚期間が5～9年の女性と比べて、年金分割制度の認知オッズが約40%高い。また、離婚経験がある女性はこれがない女性と比べて制度認知に関するオッズが約2倍となっている。実際に離婚を経験していることにより、離婚に関連する制度についてより関心が高

いものと思われる。

教育水準についても、高校卒以下で低く、大学・大学院卒で高い傾向が維持されている。制度認知の度合いは、学歴によって隔てられている。離婚は低学歴層においても最も多いことが指摘されている（レイモほか 2005）。そのため、離婚が多い層において、制度認知が低いという逆転がみられる。学歴が低い女性が、制度を知らないことにより不利益を被ることがないよう制度の周知を図っていく必要があるだろう。

妻の年金資格も制度認知の重要な要因である。夫の厚生年金の分割によって利得を得る第3号被保険者の女性に比べて、制度の恩恵に授からない、あるいはメリットが少ない第1号、第2号被保険者の女性は、制度の認知度自体が低い。厚生年金に関わりのある第2号被保険者の女性においても認知度が低いのは意外な結果であった。また、サンプル数が少ないために、統計的有意性は10%と低いものの、年金未納の女性の制度認知オッズも一段と低い傾向が認められる。

居住県における離婚率や都市規模は、制度認知に有意な影響を与えていない。日常生活において、離婚が身近であるか否かは、制度の認知と関連がないようである。

最後に、結婚満足度に関しては、これが低いほど認知度が高いという負の関係が認められる。特に、結婚生活にまったく満足していない女性は、非常に満足している女性に比べて、2倍以上制度を認知しているオッズが高い。制度の実施を前にして、結婚生活に不満をもっていた女性ほど、年金分割制度に関する情報収集に積極的であったことが示唆される。

## 5. まとめ

本稿では、2007年4月1日より実施された離婚時の厚生年金の分割制度について、その概要、実態、そして離婚への影響について考察を行った。また、この制度が一般の人々にどの程度認知されているのかについて、JPSCの個票データを用いて要因分析を行った。

年金分割についての社会保険庁への相談件数は、制度の実施以降、月間5,000～6,000件と高い関心が寄せられている。しかし、分割請求の件数自体は月間1,000件程度で安定的に推移している。2007年度において、年金分割請求件数が離婚件数に占める割合は3.8%と決して高くはない。これは年金分割制度による恩恵を受けるのが、主として婚姻期間の長い第3号被保険者の妻に限定されているためと思われる。

また、2007年中に提出された年金分割請求の4割近くが、家庭裁判所における審判や調停を得ている可能性が示唆された。合意分割制度においては、年金分割の按分割合について夫婦で合意する必要があるため、一部の夫婦にとっては、その按分割合が離婚を巡る新たな争点となりつつある。

審判や調停、その他の理由により、実際に結婚生活（同居）を解消してから離婚届を提出するまでの間には時差が生じている（別府 2007）。年金分割制度の開始が離婚動向に与える影響については、こうした届出遅れによる影響を除去した上で、有配偶人口の構造変化を考慮した詳細な分析が必要である。しかしながら、制度実施以降の離婚動向には若干の変化がみられる。例えば、年金分割制度開始からの1年間ではそれ以前の1年間と比較して離婚件数に2,118件の増加がみられる。また、同居期間15年以上の夫婦において減少傾向にあった離婚件数が、2007年では一様に増加に転じている。これらの結果は、制度の実施によって、婚姻期間が長い夫婦における熟年離婚が増加した可能性を示唆する。

最後に、JPSCの個票データを用いて年金分割制度の認知度に関する要因分析を行った。分析の結果、年金分割制度の認知にプラスに作用している要因は、20年以上の結婚期間、離婚経験、高学歴、第3号被保険者資格、そして結婚生活への不満であった。このことから年金分割制度による恩恵を受けやすい女性や離婚を検討している女性は、年金分割制度について認知している確率が高いことが示唆された。

離婚時における年金分割制度の施行は、離婚が増加している今日において注目される制度改正で

あるといえよう。また、年金分割制度は、老後の保障に対する不安を軽減することで、結婚生活の継続に対して、女性の意思決定の余地を拡大することにも繋がるであろう。一方で、年金分割制度の実施により、男性は結婚が夫婦の共同生活であることをこれまで以上に認識せざるを得ないこととなる。この制度の実施が、離婚の動向のみならず夫婦関係のあり方にどのような影響を与えるのか今後の課題としたい。

#### 注

- 1) 正式な婚姻届を出していない事実婚についても同様に適用される。
- 2) したがって、厚生年金に加入したことのない自営業の夫婦などにとっては、直接に関わりのない制度であるといえる。
- 3) 2007年4月1日以降に離婚してから、年金分割の按分割合について審判あるいは調停の申し立てをしたケースがこれに当てはまる。
- 4) 2007年における離婚総数（同居期間不詳も含める）に占める同居期間20年以上の離婚件数の割合は15.8%であった（厚生労働省 2008）。
- 5) JPSCではパネル14から15にかけて、12件の離婚が発生している。ただし、これらの離婚が年金分割制度の実施以降に行われたのかは特定できない。なお、JPSCにおいては、パネル13から14にかけては14件、パネル12から13にかけては15件の離婚が発生しており、パネル14から15の1年間において、特に離婚が増加した形跡は認められない。
- 6) 4段階尺度をそのまま用いた順序ロジットモデル等も考慮したが、モデルの前提である比例オッズの仮定（proportional odds assumption）（Long 1997）が満た

されないため、通常のリジスティック回帰分析を用いた。

- 7) 調査票において、「第3号被保険者でも年金保険料納付を免除されているのでもなく、保険料を支払っていない方」の選択肢を選んだ回答者を「年金未納」として定義した。

#### 文献

- 厚生労働省, 2008, 『平成19年人口動態統計月報年計（概数）の概況』。
- 最高裁判所事務総局家庭局, 2008, 『離婚時年金分割に関する事件の概況』。
- 社会保険庁, 2008, 『離婚時の厚生年金の分割制度にかかる年金相談・年金分割請求の件数について』。
- 別府志海, 2007, 「婚姻・離婚の分析における発生年齢について——同居時・別居時年齢と届出時年齢」『人口問題研究』63 (3) : 42-57。
- レイモ, ジェームス・岩澤美帆・ラリー バンパス, 2005, 「日本における離婚の現状——結婚コーホートの趨勢と教育水準別格差」『人口問題研究』61 (3) : 50-67。
- Long, Scott J., 1997, *Regression Models for Categorical and Limited Dependent Variables*, Thousand Oaks: Sage Publications.

ふくだ・せつや マックスプランク人口研究所 研究員・財団法人 家計経済研究所 嘱託研究員。主な論文に「The Socio-economic Status of Women and Marital Fertility in Post-war Japan: Effects of Education, Employment and Family Structure on Parity Transitions」(『人口学研究』40, 2007)。人口学・家族社会学専攻。(fukuda@demogr.mpg.de)